

青森県地域づくりネットワーク推進協議会規約

(目的)

第1条 協議会は、会員相互の連携により、自主的・主体的な地域づくりのための活動、研修等を行う民間団体（以下「地域づくり団体」という。）相互の交流を推進し、もって、民間による自主的・主体的な地域づくりの取組を促進することを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、青森県地域づくりネットワーク推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(事業)

第3条 協議会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域づくり団体相互の交流
- (2) 地域づくり団体に対する情報提供
- (3) 地域づくり団体のレベルアップのための研修・講習等の実施
- (4) その他、目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 協議会は次に掲げる者を会員とする。

- (1) 県内の地域づくり団体で、地域づくり団体全国協議会に登録可能であるもの
- (2) 市町村の地域づくり担当課長
- (3) 地域づくりに関する事務を行う一部事務組合及び広域連合の担当課長
- (4) 青森県交通・地域社会部地域づくり政策課長
- (5) 各地域連携事務所地域支援課長

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 幹 事 | 7名以内 |

(役員を選出)

第6条 会長は、第3項に規定する幹事から互選により選出する。

2 副会長は、青森県交通・地域社会部地域づくり政策課長をもって充てる。

3 幹事は7名以下とし、各地域連携事務所長より推薦のあった会員の中から、地域バランス等を考慮し副会長が就任依頼する者を決定する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、その事務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

3 幹事は、会員の連絡調整を図り、必要に応じ協議会に関する基本的な事項について協議する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第9条 協議会に運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会は、研修交流会の具体的な事項について協議する。

3 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。

4 前項の委員は、第6条の地域づくり団体及び市町村の地域づくり担当課長の幹事の中から会長が指名した者と地域づくりコーディネーターをもって組織する。

5 前項の委員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(地域づくりコーディネーター)

第10条 協議会の事務局に、地域づくりコーディネーターを置くことができる。

2 地域づくりコーディネーターは、地域づくり団体に対する相談及び地域づくり団体への情報提供等を行う。

(役員会)

第11条 役員会は、協議会の事務の管理及び執行についての基本的な事項を審議決定する。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、青森県交通・地域社会部地域づくり政策課に置く。

2 事務局に、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長は、青森県交通・地域社会部地域づくり政策課長をもって充てる。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 11 年 8 月 24 日から施行する。

この規約は、平成 13 年 9 月 5 日から施行する。

この規約は、平成 14 年 11 月 8 日から施行する。

この規約は、平成 17 年 3 月 16 日から施行する。

この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 29 年 7 月 31 日から施行する。

この規約は、令和 3 年 7 月 7 日から施行する。

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。